

平成23年分の所得税、贈与税、 個人事業者の消費税および 地方消費税の申告はお早めに！

申告と納付の期限

■所得税、贈与税…3月15日(木)

■消費税、地方消費税…4月2日(月)

☎ 土浦税務署申告案内窓口(☎822-1100)

※自動音声でご案内します。

申告相談などは、「0番」を選択してください。

作成は国税庁ホームページで

会場に行くことなく手続きできます！

パソコンとプリンターをお持ちで、インターネットが利用できる方は、[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp)(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で、簡単に申告書や決算書・収支内訳書などが作成できます。作成した申告書を印刷し、源泉徴収票などの必要書類を添付して郵送などで提出すれば、混雑した相談会場に行くことなく手続きが終了しますので、ぜひご利用ください。

さらに、電子証明書付の住民基本台帳カード(住基カード)を取得して、住基カードを認識するICカードリーダーライターを準備すれば、同コーナーで作成した申告書を電子申告(e-Tax)で提出もできます。(贈与税は除く)

※詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

税務署の申告会場と受付時間

申告相談はお早めに！

土浦税務署では、2月7日(火)から3月15日(木)までの期間、**新治ショッピングセンター「さん・あぴお」**に申告会場を開設し、申告相談、確定申告書用紙の配布、確定申告書の受け付けを行います。(土・日曜日、祝日を除きますが、2月19日(日)と26日(日)は開設します)

受付時間は、午前9時から午後4時までです。ただし、混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。

なお、申告会場開設期間中は、土浦税務署庁舎での申告相談は実施しませんので、ご注意ください。

◎申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑しますので、申告相談はお早めをお願いします。

申告と納付の期限(現金納付の場合)

納付期限を守ってください！

平成23年分の所得税および贈与税の申告と納付期限は3月15日(木)まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納付期限は4月2日(月)までです。

なお、平成23年分の確定申告から、**公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。**

納税は、納付書を添えて税務署または金融機関で行ってください。申告書の提出後に、税務署からは納付書の送付は行いませんので、自分で税務署または金融機関で納付書を手入してください。



口座振替

口座振替は、便利・安全・確実です！

納付は、口座振替を利用すれば「便利・安全・確実」です。ぜひご利用ください。

※納付期限前までに「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要です。

還付される税金の受取方法

振込先を正確に記入してください！

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類および口座番号(ゆうちょ銀行の場合は記号番号のみ)を正確に記入してください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの(氏名のみ口座)に限ります。

もしも、病気やケガで障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中や、20歳前の病気、ケガで障害の状態(精神の障害も含む)になったときは、一定の要件を満たせば障害基礎年金が支給されます。

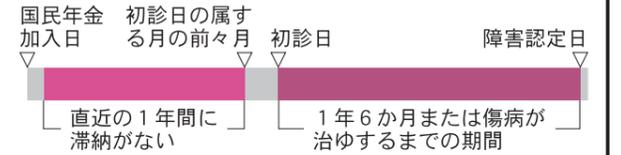
☎ 国民年金係(☎826-1111 内線2290)

◎障害基礎年金を受けるための要件

- ①初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で日本国内に住所を有していること(老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方は該当しない場合があります)
- ②初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)があること
- ③障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること(障害者手帳の認定とは異なります)
- ④20歳前に初診日がある場合は、20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害年金を受けられます。(本人の所得制限があります)

特例

②の保険料納付要件とは別に、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がなければ該当する特例があります。



※障害認定日とは、原則として病気やケガで、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または、それ以前に症状の固定した日です。

※障害基礎年金の裁定は年金事務所で行います。また、請求をしても認定されない場合もあります。

※20歳前に初診日のある方が受診状況等証明書を取れない場合、三親等内の家族を除く第三者2人以上の申立書で証明書に代えられます。(平成24年1月4日より制度が実施)

◎障害基礎年金の年金額(平成23年度)

1級障害…98万6100円、2級障害…78万8900円

※障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子(18歳に達した年度末まで。障害のある子は20歳未満)があるときは、次の額が加算されます。

| | |
|-----------|---------------|
| 1人目・2人目の子 | 1人につき22万7000円 |
| 3人目以降の子 | 1人につき7万5600円 |

高齢者の権利と暮らしを守るため 土浦市高齢者権利擁護推進協議会を設置

高齢化が進む中で、高齢者の虐待や認知症高齢者が増加しています。市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように「高齢者権利擁護推進協議会」を設置しました。高齢者虐待防止や認知症対策などについて関係機関が連携協力し、高齢者の権利や利益を守るために支援していきます。



☎ 高齢福祉課(☎826-1111 内線2500)

高齢者虐待や認知症などの相談は 地域包括支援センターへ

こんな相談をお受けします

- 家族から叩かれたり、怒鳴られたりしている。
- 年金や預金などを勝手に使われている。
- 近隣の高齢者が急に痩せた、または不審なアザがあった。
- 認知症など、高齢者の介護で心身共に疲れている。

相談方法/地域包括支援センターへお電話ください。直接お越しいただいての相談や、ご自宅への訪問による相談も可能です。

開設時間/月～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

| 名称 | 地区 | 場所・電話番号 |
|--------------------------|--|---|
| 土浦市地域包括支援センター | 三中地区 四中地区 六中地区 | 下高津一丁目20-35 (土浦市役所内) ☎826-1111 内線2500 |
| 土浦市社会福祉協議会地域包括支援センター-うらら | 一中地区 二中地区 五中地区 都和中地区 新治中地区 | 大和町9-2 ウララビル4階 (土浦市社会福祉協議会内) ☎824-0332 |